

第1回 枚方市教育委員会臨時会 会議録						
開会	平成27年3月27日午前10時00分			閉会	平成27年3月27日午前10時29分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	選挙第1号	枚方市教育委員会委員長の選挙			執行	
2	選挙第2号	枚方市教育委員会委員長職務代理者指定のための選挙			執行	
3	報告第16号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について (2) 教職員の退職について			承認	
4	議案第36号	枚方市学校施設整備計画の策定について			可決	
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名
	1番	記虎 敏和			番	
	2番	徳永 博正			番	
	3番	山下 薫子			番	
	4番	吉村 雅昭			番	
	5番	村橋 彰		番		
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	学校規模調整課長	永田 昌宏
	管理部長	君家 通夫			学校給食課長	前村 卓志
	学校教育部長	石田 義明			学校規模調整課主幹 併 公共施設部施設整備室課長	山本 浩久
	社会教育部長	西口 俊通			教職員課長	町田 弘明
	管理部参事	原田 穂積			児童生徒支援室 課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦
	学校教育部次長 (参事級)	若田 透			児童生徒支援室 課長(人権・支援担当)	田辺 元美
	管理部次長	荻野 晋三			学務課長	矢野 千加子
	管理部次長	益田 正治			教育推進室 教育指導課長	花崎 知行
	社会教育部次長	松宮 祥久			教育推進室 教育研修課長	喜多 一友
	社会教育部次長	森澤 可幸			社会教育課長	米倉 仁美
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳			文化財課長	鈴江 智
	児童生徒支援室長	足立 一彦			中央図書館副館長	岡村 理恵
	教育推進室長 兼 教育文化センター館長	藤田 佳久		記録	教育総務課課長代理	本田 一成
教育総務課長	小菅 徹		傍聴の人数		0人	

○記虎委員長 よろしくお願ひします。

開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回枚方市教育委員会臨時会を開会いたします。

次に、本臨時会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、徳永委員を指名いたします。

それでは日程第1、選挙第1号「枚方市教育委員会委員長の選挙」についてでございます。

来る3月31日をもちまして、私の委員長としての任期が満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、次の委員長の選挙を執行するものでございます。

それでは、選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、枚方市教育委員会会議規則第5条第3項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決しました。

それでは、指名の方法についてお諮りいたします。ご意見等ございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 山下委員に指名を一任したいと思ひまけれど、いかがでしょうか。

○記虎委員長 ただ今、徳永委員長職務代理者から、山下委員に一任するとされましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。それでは山下委員、次の委員長の指名推薦をお願いいたします。

○山下委員 私は記虎委員長を、引き続いて、次期の委員長に推薦いたします。

○記虎委員長 ただいま山下委員が次の委員長に私を推薦されました。

これにより本件につきましては、私の一身上の事件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、私は退席いたします。これからの議事は徳永委員長職務代理者をお願いいたします。

(記虎委員長退席)

○徳永委員長職務代理者 それでは委員長にかわりまして、引き続き議事を行います。

ただいま、山下委員が次の委員長に記虎委員長を推薦されました。

それでは、山下委員に推薦理由をお伺ひしたいと思ひます。

○山下委員 それでは、推薦理由を申し上げます。

記虎委員長は、平成17年4月1日から教育委員会委員に就任され、教育者としての高い識見と情熱をもって、本市教育行政の発展に大いに貢献されてこられました。

とりわけ、平成24年9月28日からは委員長として、委員会の会議を円滑に運営されてこられた実績からも、委員長に最も適任であると考えます。

以上の理由により、私は、記虎委員長を引き続いて、次期の委員長に推薦いたします。

○徳永委員長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○徳永委員長職務代理者 それでは、ご意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

記虎委員長を、枚方市教育委員会の次期の委員長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳永委員長職務代理者 ご異議なしと認めます。

よって記虎委員長が枚方市教育委員会の次期の委員長に当選いたしました。

それでは退席中の記虎委員長に着席を願うことにいたします。

(記虎委員長着席)

○徳永委員長職務代理者 記虎委員長に申し上げます。

ただいまの委員長選挙の結果、全会一致であなたを次期委員長の当選人と決しました。

なお、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなります。どうぞよろしくお願ひします。

それでは記虎委員長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○記虎委員長 どうもありがとうございます。

ただ今、委員長として再任いただき、誠にありがとうございました。本来なら新教育委員会制度の施行により、新体制としてのスタートを切るところでございますが、移行期としてこの1年、よりよい方向性を確立していきたいと思っております。大阪の教育は本当に今、揺れ動いておりますが、枚方子どもたちに不利益にならないよう、また、皆さんとこころ一つに力を合わせて、全ては子どもたちのためという指導理念が、ぶれを生じることなく、誠意をもって全力で職責を果たしていきたいと思っております。皆様のより一層のお力添えをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○徳永委員長職務代理者 ありがとうございます。

以上、選挙第1号を執行いたしました。

これからの議事は記虎委員長をお願いいたします。

○記虎委員長 それでは続きまして日程2、選挙第2号「枚方市教育委員会委員長職務代理者指定のための選挙」でございます。

本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項及び枚方市教育委員会会議規則第5条第5項の規定に基づき、委員長職務代理者を指定するための選挙を執行するものでございます。

それでは、選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第5条第3項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

それでは、指名の方法についてお諮りいたします。ご意見はございませんか。

山下委員。

○山下委員 吉村委員に指名を一任したいと思いますが、いかがでしょうか。

○記虎委員長 ただいま山下委員から、吉村委員に一任するとございましたが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは吉村委員、委員長職務代理者の推薦をお願いいたします。

○吉村委員 私は委員長職務代理者に、引き続き徳永委員を推薦したいと考えております。

○記虎委員長 ただいま吉村委員が、委員長職務代理者に徳永委員を推薦されました。

これにより本件については徳永委員の一身上の事件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、徳永委員には退席をお願いいたします。

(徳永委員退席)

○記虎委員長 引き続き議事を行います。

それでは吉村委員に、推薦理由をお願いいたします。

○吉村委員 推薦理由を申し上げます。

徳永委員におかれましては、平成20年5月から教育委員会委員に就任されて、教育に関する幅広い知識と、豊富な経験を生かして、本市教育行政の推進に尽力をされてこられました。また、さまざまな分野での豊富な知識と、温厚篤実なお人柄は、教育文化都市を目指す、本市教育委員会の委員長職務代理者として最も適任であると考えます。

以上の理由により、私は委員長職務代理者に徳永委員を推薦したいと思います。

よろしく申し上げます。

○記虎委員長 ほかに何かご意見等ございませんか。

それではご意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

徳永委員を枚方市教育委員会委員長職務代理者の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。よって、徳永委員が枚方市教育委員会委員長職務代理者に当選と決しました。

それでは退席中の徳永委員に着席願うことにいたします。

(徳永委員長着席)

○記虎委員長 徳永委員に申し上げます。

ただいまの委員長職務代理者選挙の結果、全員一致で、あなたを委員長職務代理者の当選人と決しました。

それでは、徳永委員長職務代理者に一言ご挨拶をお願いいたします。

○徳永委員長職務代理者 どうもありがとうございました、先ほど委員長の話にありましたように、委員会の在り方が非常に大事な時期を迎えておるといことでございますので、記虎委員長のもとで、しっかりいろんなことを考えながら務めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○記虎委員長 ありがとうございます。

以上、選挙第2号を執行いたしました。

それでは日程3、報告第16号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただ今上程いただきました報告第16号、臨時代理事項の報告につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。ご報告いたしますのはページ中程の、2. 臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第22号、及び、第23号でございますが、これら二点につきましては教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会に報告をし、承認を求めますのでございます。

それでは議案書の4ページをごらんください。

はじめに管理部から臨時代理第22号、職員の定年前早期退職につきましてご説明いたします。本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定より、平成27年3月20日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。臨時代理の内容はページ中程の平成27年3月31日付け、定年前早期退職の表のとおり、枚方市立第三学校給食共同調理場主任の竹中康行、枚方市立教育文化センター主任兼学校教育推進室教育研修課主任の櫻井多加子、枚方市立中央図書館主任の久保田正啓から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが臨時代理第22号の報告とさせていただきます。

○記虎委員長 続いて石田学校教育部長。

○石田学校教育部長 続きまして学校教育部から臨時代理第23号、教職員の退職についてご説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。本件につきましても教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年3月20日付けで教育長が臨時代理したものでございます。臨時代理の内容は平成27年3月31日付け普通退職といたしまして、樟葉幼稚園の主任教諭川辺由起子及び高陵幼稚園の任期付講師堀口晴代から退職願があり、特に緊急を要するため、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第23号教職員の退職についての説明とさせていただきます。

以上、臨時代理22号及び臨時代理23号につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから報告第16号を採決します。本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます、よって本件は承認することに決しました。

続きまして日程4、議案第36号「枚方市学校施設整備計画の策定について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただ今上程いただきました議案第36号、枚方市学校施設整備計画の策定につきましてご説明いたします。議案書の6ページをごらんください。

本件につきましては教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本案件は老朽化が進行してきている本市の市立小中学校施設につきまして、財政負担の軽減や、教育環境の質的向上等を図りながら学校施設の整備を推進していくため、枚方市学校施設整備計画を策定するものでございます。

1の内容につきましては別紙の枚方市学校施設整備計画をごらんください。

表紙をめくっていただきまして裏面の目次をごらんください。

I. 枚方市学校施設整備計画の策定にあたってから、IV. 第1期実施計画（前期）までの構成としております。

1ページをごらんください。

I. 枚方市学校施設整備計画の策定にあたっての1. 計画策定の目的といたしまして、学校施設の役割や課題、計画策定の目的などをお示ししております。

次に2ページをごらんください。

2. 計画の位置づけでございますが、本整備計画の位置づけや、他の計画等との整合性を図ることをお示ししております。

次に2ページ下段の3. 計画の構成でございますが、本計画は学校施設の更新整備に係る基本的な考え方や、学校規模等適正化との整合性の確保、整備コストとの縮減等の方策を示す基本計画と、具体的な整備予定施設を示す実施計画で構成するものでございます。

3ページをごらんください。

4. 計画の期間等でございますが、(1) 基本計画は平成27年度から概ね40年といたします。また基本計画期間において第1期から第4期までの実施計画期間、各期概ね10年を設定いたします。(2) 第1期実施計画の期間につきましては平成27年度から平成38年度までといたしまして、①平成27年度から32年度までを第1期実施計画（前期）期間として早急な対応が必要な施設の整備を図るものといたします。

また併せて②第1期実施計画（前期）期間において、学校統合や小中一貫校の創設も含めた学校施設のあり方について検討を進めるとともに、市総体としての財源確保策の検証に取り組み、第1期実施計画（後期）を策定するものといたします。

ページ下段の5. 計画の見直しといたしまして、基本計画につきましては次期実施計画の策定の際に所要の見直しを行うものといたします。

次に4ページをごらんください。

Ⅱ. 学校施設の現状と課題の1. 学校施設の現状といたしまして、(1)は学校数、児童・生徒数及び、学級数の推移をお示ししております。

次に6ページをごらんください。

(2)は学校施設建築の経緯につきましてお示ししております。上から7行目の第2段落でございますが、学校施設の建築年次別整備床面積をみると、昭和40年ごろから増加し、昭和58年にピークを迎え、昭和61年まで頻繁に建築が続いたという状況となっております。

次のページでございますが、また建築後の経過年数ごとの整備床面積の状況は建築後30年以上、40年未満の学校施設が一番多く、次いで40年以上、50年未満の学校施設が多くなっております。また、整備床面積の構成比をみると30年以上の学校施設が施設全体の8割以上を占めております。

ページ下段の(3)は余裕教室の状況につきまして、お示ししております。

次に8ページをごらんください。

(4)としまして学校施設の維持・保全状況、次の9ページには(5)としまして過去10年間における増改築の状況をそれぞれお示ししております。

次に10ページをごらんください。

2. 学校施設整備にかかる課題といたしまして、まず(1)施設整備費用について、お示ししております。上から7行目の第2段落でございますが、老朽化対策ビジョンにおいては、改築よりも効率的な「長寿命化改修」への転換が推奨されております。恐れ入りますがページ中程の図の下をごらんください、新たな手法であります長寿命化改修でございますが、建物をいったん構造躯体のみの状態にした上で、耐震補強、耐久性向上のための改修や、非構造部材の耐震対策を実施し、設備や仕上げを一新することで、改築した場合と同等程度の強度と機能を持つ建物に改修するものでございます。

11ページをごらんください。

(2)としまして時代の進展への対応。(3)としまして円滑な事業の実施をそれぞれお示ししております。

次に12ページをごらんください。

Ⅲ. 基本計画についてでございますが、1. 対象施設は給食調理場を除く、市立小学校及び中学校の校舎、体育館、武道場、運動場などのほか、これらに付随する各種設備といたします。

整備にあたっては将来的な少子化の状況も踏まえ、建築年度や地域バランスなどを考慮して実施いたします。

また併せて、今後本市が策定する計画や方針に基づき必要となる場合には他の公共施設との複合的な施設の整備を図ることといたします。

2. 計画期間につきましては、平成27年度から概ね40年といたします。

3. 基本的な考え方といたしまして、(1)学校施設の更新サイクルにつきましては、老朽化対策ビジョン等を踏まえ、建築後概ね45年で長寿命化改修を行い、概ね80年で改築することを基本といたします。

(2)整備手法につきましては、①更新サイクル及び各施設の物理的対応年数を踏まえ、改築より工事費が安価で、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修を基本といたします。

②長寿命化改修については、老朽化対策ビジョン及び、平成26年1月に策定された「学校施設の長寿命化改修の手引」に基づき実施いたします。

③国の手引等に基づく建物の劣化状況に関する調査結果において、長寿命化改修では耐久性が確保できないと判断される場合、または長寿命化改修するよりも改築するほうが合理的である場合、長寿命化改修の適期が過ぎている場合は改築といたします。

④開放廊下型の校舎については閉鎖型廊下への改良のため改築といたします。

⑤本市学校規模等の適正化にかかる施設整備については施策の趣旨にそった整備手法により実施することといたします。

13ページをごらんください。

(3) 施設機能に係る整備方針につきましては、施設整備にあたっては文部科学省の小学校・中学校施設整備指針を踏まえ実施するものとし、次のポイントに留意することといたします。

①としまして、教育内容・方法の多様化への対応。②学校を取り巻く社会情勢の変化等への対応としまして、ア 情報化への対応、イ 環境との共生。③安全衛生への対応としまして、ア 防犯等安全対策、イ 防災対策、ウ 衛生面の充実。④としまして地域活動や学校開放への対応について、それぞれお示ししております。

次に14ページをごらんください。

4. 学校規模等適正化との整合性の確保といたしまして、(1) 学校統合の対象となる学校につきましては実施計画策定時において、学校統合の対象となっている学校については、実施計画の対象から除外するものとし、次期における実施計画策定において検討対象といたします。

(2) 学校統合等により整備が必要となる学校につきましては、学校統合において統合先として位置づけされることにより、施設整備が必要となる学校、または「一小一中」の接続関係の改善や、小中一貫校の設置等において施設整備が必要となる学校については実施計画で定めた整備予定施設の整備順序にかかわらず、優先的に取り扱うものとし、その後の整備予定施設の整備時期は順次繰り下げるものといたします。

次に5. 整備コストの縮減と事業費の平準化につきましては、①施設整備にあたっては国の財政支援制度を活用するとともに、年次毎の整備量を一定範囲に設定するなど事業費の平準化に努めます。

②整備費が改築の6割程度と見込まれる長寿命化改修を基本とすることにより、整備コストの縮減を図ります。

③学校統合等による適正な学校配置に基づく整備を図ります。また、将来の児童・生徒数の推移を踏まえ、余裕教室等は整備対象から除外するなど、適切な施設整備をはかり、事業費の抑制に努めます。など、6項目についてお示ししております。

15ページをごらんください。

6. 施設整備の推進にあたってといたしまして、今後、事業に取り組むにあたっての留意点を取りまとめております。

次に16ページをごらんください。

IV. 第1期実施計画(前期)についてでございますが、1. 対象施設につきましては平成26年4月1日現在、建築を40年以上経過した学校施設のうち、建築年度等を考慮し、早急な整備が必

要な施設を対象といたします。

2. 計画期間につきましては平成27年度から平成32年度までの6年間といたします。

3. 整備予定施設につきましては建築年度や、学校施設の状況、児童・生徒数、本市内における地域バランスなどを考慮し、次にお示ししております香里小学校、第一中学校、桜丘小学校、津田中学校、樟葉小学校の5校において、早急に整備が必要な教室棟、管理棟として全33棟うち、13棟の整備を図るものでございます。

4. 概算事業費につきましては約31億円と見込んでおります。

次の17ページに整備予定校の位置図をお示ししておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第36号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

これから討論に入ります、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは議案第36号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本臨時会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第1回枚方市教育委員会臨時会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

德 永 博 正
